

中華人民共和国産及び大韓民国産 溶融亜鉛めっき鉄線に対する 不当廉売関税の課税に関する調査の開始

令和3年7月1日
産業構造審議会
通商・貿易分科会
特殊貿易措置小委員会

事案の概要

- 令和3年3月31日、日亜鋼業ほか国内生産者3社が中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。以下「中国」という。）産及び大韓民国（以下「韓国」という。）産の溶融亜鉛めっき鉄線に対して不当廉売関税の課税を求める申請書を提出。

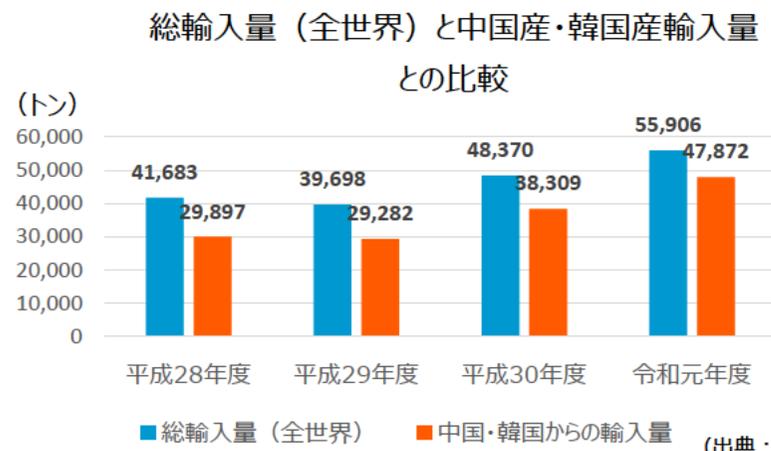
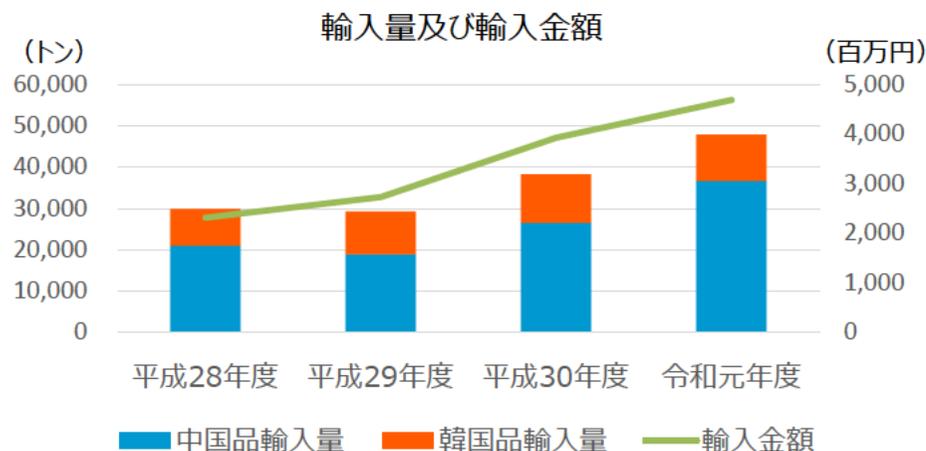
(1) 調査対象貨物の概要

- 名称：溶融亜鉛めっき鉄線
- 輸入統計品目番号：7217.20-019
- 特徴：伸線工程を経た鉄又は非合金鋼の線の表面に亜鉛めっきを施したもの
- 主な用途：フェンス等の金網類、有刺鉄線、パルプ結束線等



(出典：国内生産者)

(2) 調査対象国からの輸入状況



(出典：財務省貿易統計)

調査開始について

- 申請書の内容を確認したところ、WTO協定及び関税定率法等で定める調査開始要件を満たしていることが確認されたため、本年6月14日に調査を開始。

申請書の概要

(1) 申請者の生産高の合計が国内総生産高の50%を超えている

(2) 不当廉売された貨物の輸入の事実

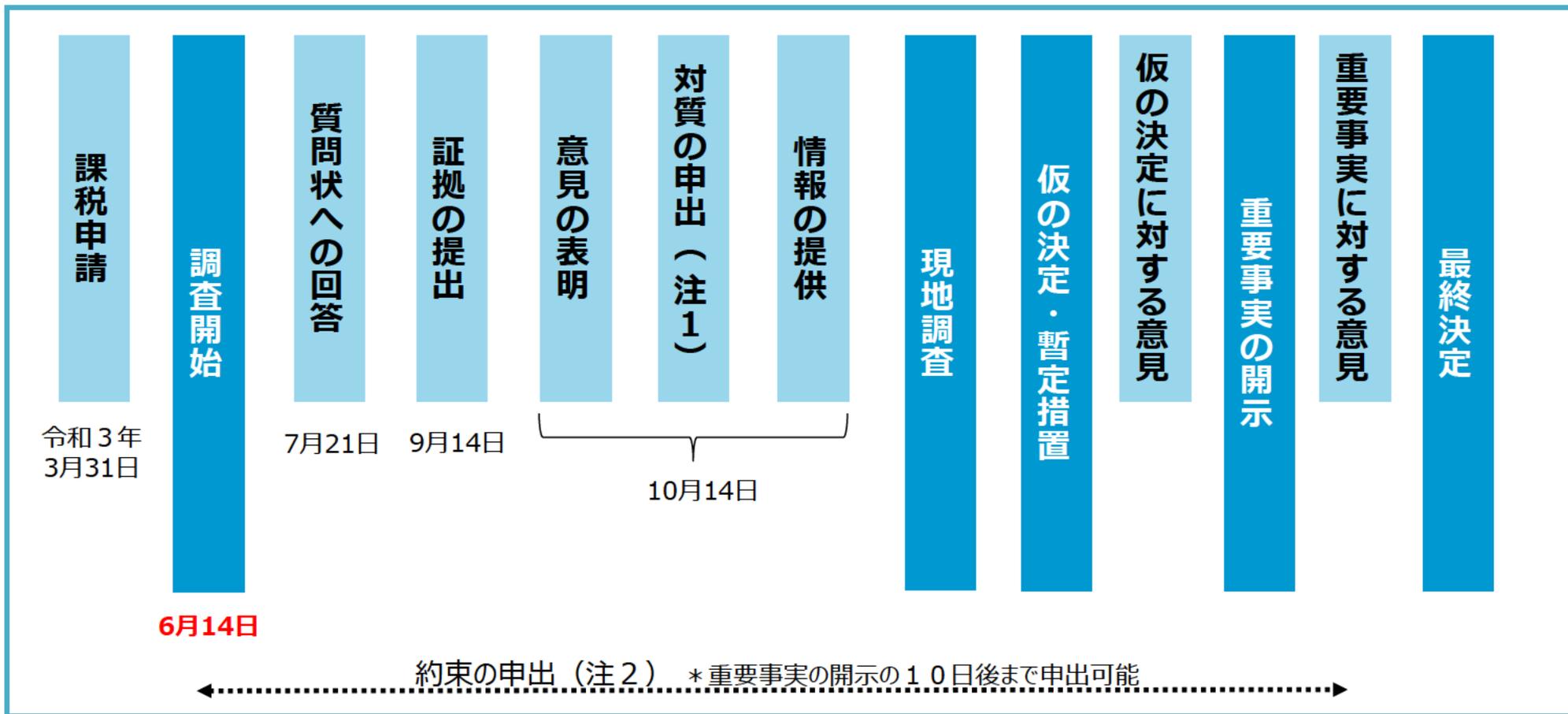
- 本邦への輸出価格と中国・韓国の正常価格を比較すると、いずれも輸出価格が正常価格よりも低く、その不当廉売差額率は、中国品については25～35%程度、韓国品については20～30%程度となる。

(3) 本邦の産業に与える実質的な損害の事実

- 平成28年度から令和元年度にかけて、輸入量は中国品（74.4%増）、韓国品（26.4%増）ともに増加。日本市場における販売価格も輸入品が国産品を大きく下回っていた。
- 国内企業は、溶融亜鉛めっき鉄線の主原料である普通線材の価格が上昇する中で、中国品・韓国品を引き合いに出され、原材料価格の上昇に見合う販売価格の上昇ができなかった。
- 結果、国内企業は営業利益が出ていないか、利益率が極めて低い水準にあった。

調査手続の流れ

- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行い、原則として1年以内に調査を終了する。



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。